

第5節 快適な生活環境の創造

〈主な指標と最新実績〉

エコファーマー認定者数（累計） 1,103人

第1項 快適な環境の確保

1 環境美化活動 【環境政策課】

空き缶やペットボトル、たばこの吸殻などのポイ捨てによるごみの散乱は、私たちに最も身近な環境問題です。ごみの散乱は私たち自身のモラルやライフスタイルにも関わることから、容易には解決できない困難な問題となっています。

そのため、県では、環境美化の意識を啓発し、快適で住みよい「美しい郷土群馬県」をより一層推進するために「春・秋の環境美化運動」をはじめとして、様々な施策を展開しています。

(1) 春の環境美化運動（5～6月）実施状況

県では、5月1日から6月30日までを春の環境美化月間と定め、市町村やボランティア団体等と連携して、県内各地において清掃活動や啓発活動を実施しています。

- ・清掃活動 27市町村、11事業者 44,680人
- ・ごみ収集総量 254,847kg
- ・啓発活動 11市町村、3事業者 12,835人

(2) 秋の環境美化運動（9～10月）実施状況

県では、9月1日から10月31日までを秋の環境美化月間と定め、市町村やボランティア団体等と連携して、県内各地において清掃活動や啓発活動を実施しています。

- ・清掃活動 21市町村、14事業者 41,957人
- ・ごみ収集総量 160,722kg
- ・啓発活動 11市町村、4事業者 11,647人



清掃活動の様子

(3) 各種啓発事業の実施

ア ごみの散乱防止と5Rを進めるための標語コンテストの実施

県と「群馬県環境美化運動推進連絡協議会」では、次代を担う子どもたちへの環境美化とごみの適切な処理に対する意識啓発を目的に、標語コンテストを実施しています。

- ・対 象 県内の小学生・中学生・高校生
- ・応募数 3,785点

イ 環境美化教育優良校等表彰

(公社)食品容器環境美化協会の主催する「環境美化教育優良校等表彰」に、県が推薦しています。2024（令和6）年度は、伊勢崎市立第四中学校が協会会長賞に選ばれました。

2 公害紛争処理・公害苦情相談 【環境保全課】

公害に係る紛争では、司法制度(裁判)による解決よりも簡易迅速に行政的に解決できるよう、1970(昭和45)年に「公害紛争処理法」が制定されました。

国では公害等調整委員会、都道府県では公害審査会等において、公害紛争のあっせん、調停、仲裁及び裁定を行います。

さらに、公害苦情相談員制度によって、苦情の適切な処理を図っています。

(1) 公害審査会

1970(昭和45)年11月に設置された公害審査会における最近の調停事件の状況は表2-4-5-1のとおりです。

(2) 公害苦情相談員

公害に関する苦情に適切に対処するため、1970(昭和45)年11月に「群馬県公害苦情相談員設置要綱」を制定しました。

関係する地域機関に公害苦情相談員を設置し、住民からの苦情相談に応じ、苦情の解決のために

必要な調査、指導及び助言等を行っています。以下の地域機関に合計32名の公害苦情相談員が設置されています。

- 環境事務所及び環境森林事務所
- 農業事務所(農業振興課・家畜保健衛生課)
- 土木事務所

(3) 公害苦情の状況

2024(令和6)年度において公害苦情相談員及び市町村の公害担当課で対応した公害苦情の件数は1,033件でした。

典型7公害^{*1}に関する苦情の件数を種類別にみると、大気汚染(201件)、騒音(190件)、悪臭(160件)の順となっています。

苦情を受付機関別にみると、市町村が93.4%、県が6.6%となっています。

なお、苦情の処理に当たっては、関係機関が連携して対応します。

公害苦情件数の年度別推移は図2-4-5-1のとおりです。

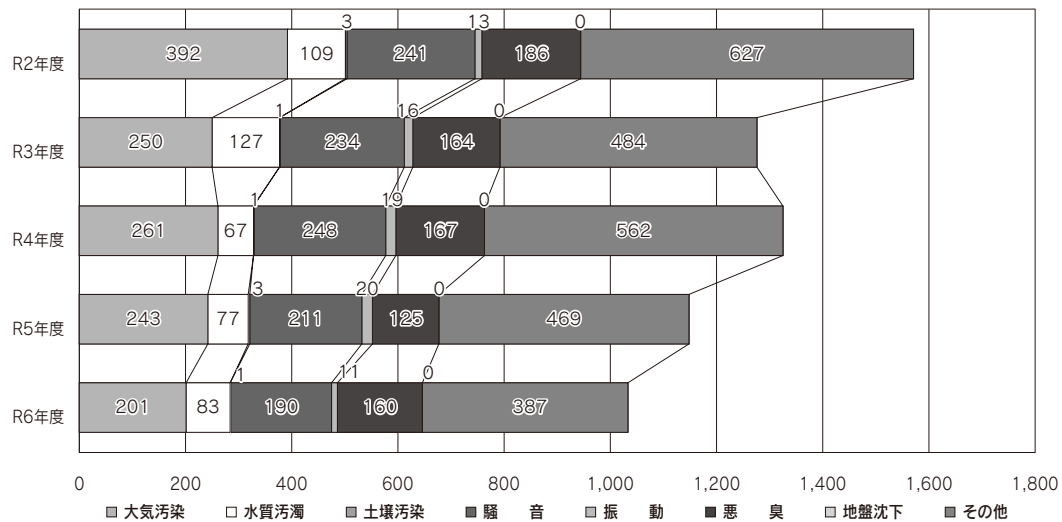
表2-4-5-1 調停事件一覧(平成以降)

事件名	終結年月	終結区分	事件の概要
平成2年(調)第1号事件	H5年2月	打ち切り	板金工場の騒音、悪臭等による被害に対する慰謝料及び施設改善等要求
平成2年(調)第2号事件	H4年4月	打ち切り	産業廃棄物処理施設に係る車両の出入りに伴う騒音、振動等による被害に対する慰謝料及び音量制限等請求
平成2年(調)第3号事件 平成3年(調)第1号事件 (調停参加申立事件)	H4年1月	取下げ	ドライクリーニング工場の騒音、悪臭等による被害に対する施設改善等請求
平成3年(調)第2号事件 平成3年(調)第4号事件 (調停参加申立事件)	H5年5月	取下げ	鉄骨工場の騒音に対する施設改善及び操業時間制限要求
平成3年(調)第3号事件	H5年11月	打ち切り	産業廃棄物処理業者等に対する産業廃棄物不法投棄に関する損害賠償請求
平成4年(調)第1号事件	H5年10月	調停成立	鍍金工場のガス、悪臭等による被害に対する損害賠償、慰謝料請求及び操業停止要求
平成5年(調)第1号事件	H6年3月	打ち切り	ゴルフ場建設に伴い、将来発生するおそれがある被害等を防止するための建設差止め要求
平成8年(調)第1号事件	H8年5月	打ち切り	ゴルフ場建設に伴い、将来発生するおそれがある被害等を防止するための計画変更要求
平成8年(調)第2号事件	H9年12月	打ち切り	墓地建設に伴い、将来発生するおそれがある被害等を防止するための建設差止め要求
平成9年(調)第1号事件	H9年12月	打ち切り	自動車修理工場の騒音、悪臭による被害に対する防止対策と作業時間の制限要求
平成10年(調)第1号事件	H11年6月	打ち切り	工場の冷却塔等の騒音に対する防音対策及びダイオキシン対策として焼却炉の運転停止等要求
平成15年(調)第1号事件 平成15年(調)第2号事件 (調停事件の併合)	H16年1月	打ち切り	養豚場からの糞尿が地下浸透して、杉を枯らしたことについての損害賠償請求等
平成17年(調)第1号事件	H18年6月	打ち切り	織物工場からの震動により健康被害を受けているとして、震動低減設備の設置等要求
平成20年(調)第1号事件	H21年1月	打ち切り	モーターレジャー施設からの騒音により健康被害を受けているとして、騒音の発生源についての事業方法・施設の改善等要求

^{*1} 典型7公害：環境基本法に定義されている、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気の汚染、(2)水質の汚濁、(3)土壌の汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下及び(7)悪臭の7公害。

事件名	終結年月	終結区分	事件の概要
平成21年(調)第1号事件	H21年10月	打ち切り	隣家の自然冷媒ヒートポンプ給湯機から発生する低周波音等により、健康被害等を受けているとして、当該給湯機を申請人の迷惑にならない場所へ移設するよう要求
平成23年(調)第1号事件	H23年11月	取下げ	水路工事の不良及び道路の振動により、擁壁及びブロック塀にひびが入ったなどとして、損害賠償等を請求
平成24年(調)第1号事件	H24年10月	打ち切り	道路建設に伴い生じた廃棄物を埋土されたため、土壌が汚染され、作物が根腐れたことについての損害賠償等を請求
平成26年(調)第1号事件	H27年10月	打ち切り	店舗のエアコン室外機等から発生する騒音・低周波音により、健康被害等を受けているとして、防音対策等を要求
平成27年(調)第1号事件 平成28年(調)第1号事件 (調停参加申立事件) 平成28年(調)第2号事件 (調停参加申立事件)	H28年12月	調停成立	リサイクル工場から発生する悪臭、騒音、煙、汚水について、地域住民の迷惑にならないようにすることを要求
平成29年(調)第1号事件	H30年4月	打ち切り	護岸工事で発生する騒音による被害に対する慰謝料等請求及び防音対策等を要求
平成30年(調)第1号事件	R元年10月	調停成立	工場から発生する騒音に対する防音対策及び飛来するほこりの防止等を要求
令和4年(調)第1号事件	R5年7月	打ち切り	動物ふん尿の投棄による水質汚濁等被害について、原状回復や損害賠償等を要求

図2-4-5-1 公害苦情件数の年度別推移



(注)2024(令和6)年度のデータは速報値です。

3 緑化推進対策 【林政課】

森林や緑は、水源の涵養・国土保全・地球温暖化の防止等様々な機能を持ち、私たちの豊かな生活を支え、多くの恵みを与えてくれます。

緑化は従来から家庭や地域、市町村で取り組まれています。社会情勢の変化とともに、県民や行政、NPO法人等と一緒に、あるいは役割を分担して緑化・森林整備を推進する取組も実施されてきています。

県では、森林や緑の持つ公益的機能を十分に発揮させ、緑豊かで暮らしやすい生活環境づくりを推進するため、植樹祭等各種イベントの開催や緑の募金活動などを通して、広く県民に緑化思想の高揚を図るとともに、身近な環境の緑づくりを推進しています。

なお、2024(令和6)年度の県植樹祭は、片品村で開催され、約800人が参加しました。

また、県立森林公園おうらの森(旧緑化センター)においては、指定管理者制度導入により引き続き見本園管理や各種緑化講座の開催など緑化技術の指導・普及を実施しました。

表2-4-5-2 県植樹祭参加者数 (単位:人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
参加者	延期	Web	350	800	800

表2-4-5-3 緑化関係講座等の受講者数 (単位:人)

講座名	緑化講座	森林楽習講座	その他
受講者数	537	43	0



県植樹祭

4 環境負荷低減・資源循環型農業の推進 【農政課】

(1) みどり認定（ぐんまエコファーマー）の推進

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、2023（令和5）年度から新たに「群馬県環境負荷低減事業活動実施計画認定制度（みどり認定）」を創設しました。群馬県では、みどり認定を受けた者を、「ぐんまエコファーマー」と称することとしています。本制度は、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う生産方式の導入や温室効果ガス排出量の削減、農林水産大臣が定める事業活動（バイオ炭の農地施用や生分解性マルチの活用等）が認定対象となります。

2025（令和7）年3月末現在、ぐんまエコファーマー（旧制度のエコファーマー含む）の認定者数は1,103者です。

(2) 群馬県特別栽培農産物認証制度の普及推進

農林水産省が作成した「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準に従い、化学肥料と化学合成農薬の使用量を地域（群馬県）での一般的な使用量から50%以上減らして栽培された農産物を認証しています。

認証された農産物は、「特別栽培農産物」として表示し、流通することができます。

2025（令和7）年3月末現在、本制度の認証者数は、128者です。

(3) 有機農業の取組推進

有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業のことです。群馬県では「群馬県有機農業推進計画」に基づき、有機農業を推進する人材の育成、有機農産物の生産拡大、販売促進、消費者理解の促進等に向けた施策を実施しています。

2025（令和7）年3月末現在、有機JAS認証制度の群馬県内の認証者数（生産工程管理）は、80者です。



ぐんまエコファーマーマーク



群馬県特別栽培農産物認証マーク



有機JASマーク

5 総合的病害虫・雑草管理（IPM）推進 【農政課】

(1) 総合的病害虫・雑草管理（IPM）とは

化学農薬による防除だけでなく、防虫ネットや天敵の利用、輪作など多様な防除方法の中から組み合わせ、経済的な被害が生じないように、病害虫や雑草を管理することです。

IPMにより、難防除病害虫の効率的な防除や、環境への負荷軽減による持続的な農業生産の実現を目指すことができます。

IPM = Integrated（総合的）
Pest（病害虫・雑草）
Management（管理）

(2) IPMの基本的な実践方法

IPMを実践するに当たっては、予防、判断、防除の3分野の基本的要素について、それぞれ検討する必要があります。

ア 予防

輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整える。

イ 判断

病害虫・雑草の発生状況を把握して、防除の要否及びそのタイミングを的確に判断する。

ウ 防除

防除が必要と判断された場合には、多様な防除方法の中から組み合わせ、病害虫・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する。

(3) 本県におけるIPMの取組

農業は、環境との調和を求められる産業であり、持続的発展のためには環境負荷低減の取組が求められています。

国では、農作物の病害虫防除対策としてIPMを普及推進することで、環境保全を重視した農業生産に転換していくこととしています。

本県でも、環境保全及び難防除病害虫等の効率的な防除対策を推進するため、IPMに取り組むことが重要なことと考えています。

県では、国が示した主要作物別IPM実践指標をベースに、本県の栽培技術体系に適合した群馬県版の作物別IPM実践指標を主要な17作物について策定しました。

また、今後、新たなIPM技術が開発された段階で農作物を付け加えることとします。

表2-4-5-4 群馬県IPM実践指標作成作物一覧

部門	作物数	作物名
普通作物	3	水稻、大豆、麦
工芸作物	1	コンニャク
花き	1	露地ギク
果樹	2	リンゴ、ナシ
露地野菜	5	キャベツ、レタス、ネギ、ホウレンソウ、ナス
施設野菜	5	トマト、イチゴ、キュウリ、ナス、ホウレンソウ

さらに、IPM技術を体系化した指導者用作物別技術集（半促成ナス、施設キュウリ、露地ナス）を作成・配布し、指導力強化を図っています。これにより一層の普及推進を行うとともに、IPMの導入を目指す農家の技術向上及び定着を図ります。

6 農薬適正使用の推進 【農政課】

(1) 有機リン系農薬とは

炭素と水素から成る有機基にリンが結合した構造をもつ農薬で、主に殺虫剤として広く使われています。

有機リン系殺虫剤は、神経伝達物質であるアセチルコリンを分解する酵素アセチルコリンエステラーゼの働きを阻害することで、昆虫や哺乳動物に対し毒性を示し、残留性は一般的に低いとされています。

(2) 有機リン系農薬の空中散布による人の健康への影響

有機リン系農薬については、慢性毒性の危険性や子どもに及ぼす影響等を指摘する研究などがあります。

特に、無人航空機で液体の農薬を空中散布する場合においては、多くの場合、地上散布と比較して高濃度の農薬（通常1,000倍程度に希釈するところ、8～24倍程度）を散布します。高濃度の農薬を細かい粒子で散布した場合は農薬成分がガス化しやすく、呼吸により直接体内に取り込まれ

るため、農薬を経口摂取する場合に比べ、影響が強く出る可能性があると言われています。

慢性中毒では免疫機能の低下や自律神経症状などが現れることがあります。

(3) 県の対応

現在、有機リン系農薬の空中散布を規制する法的根拠はありませんが、有機リン系農薬に代わる薬剤の使用が可能であることや、慢性毒性の可能性が完全に払拭できないことなどから、2006（平成18）年から、防除実施者や関係団体に無人航空機による有機リン系農薬の空中散布の自粛を要請しています。

その結果、関係者の理解を得ることができ、2006（平成18）年度以降、県が把握している限りでは無人航空機による有機リン系農薬の空中散布は実施されていません。

(4) 無人航空機による空中散布の実施状況

無人航空機による最近の空中散布の実施状況は、表2-4-5-5のとおりです。

表2-4-5-5 無人航空機による空中散布の実施状況（群馬県調べ）

年度	区分	実施市町村数	延べ面積		単位：ha	
			うち有機リン系農薬散布	うち有機リン系農薬散布	比率	
H17		11	5	2,409	1,139	47%
H18		6	0 ^(注)	840	0	0%
H19		6	0	470	0	0%
H20		5	0	280	0	0%
H21		5	0	425	0	0%
H22		5	0	412	0	0%
H23		4	0	402	0	0%
H24		4	0	334	0	0%
H25		6	0	438	0	0%
H26		5	0	408	0	0%
H27		5	0	459	0	0%
H28		5	0	417	0	0%
H29		6	0	417	0	0%
H30		9	0	401	0	0%
R元		14	0	689	0	0%
R2		15	0	773	0	0%
R3		17	0	963	0	0%
R4		22	0	1,059	0	0%
R5		22	0	1,180	0	0%
R6		21	0	1,384	0	0%

(注) 前年度に有機リン系農薬を使用していた5市町のうち、2市町が有機リン系以外の農薬に変更し、3市町が無人ヘリ防除自体を中止しました。

7 市町村の景観行政団体への移行支援 【都市計画課】

景観は、地域の自然、歴史、文化や日常の様々な活動の結果として形成されるものであり、良好な景観を形成するためには、自然や歴史的な景観の保全や利活用だけでなく、私たちが暮らす地域の景観を創造し、そのための活動を支援することや阻害要因を除去する取組も重要になります。

そのため、地域に最も身近な市町村が、「景観法」に基づく景観行政団体になり、地域特性を生かした魅力ある景観施策を図ることが望めます。2024（令和6）年度末現在、表2-4-5-6のとおり22市町村が「景観法」に基づく景観行政団体となっています。

表2-4-5-6 県内の景観行政団体

	市町村名	景観行政団体	景観計画	景観条例	屋外広告物条例
1	伊勢崎市	H17.5.9	H19.3	H20.4	H20.4
2	富岡市	H17.12.22	H20.12	H21.10	H24.10
3	高崎市	H18.1.23	H21.4	H21.6	H23.4
4	太田市	H19.9.1	H22.3	H23.1	H23.1
5	板倉町	H20.8.1	H22.6	H22.10	—
6	前橋市	H21.4.1	H21.10	H22.7	H21.4
7	中之条町	H21.8.14	H22.11	H23.1	H24.4
8	草津町	H21.12.1	H26.6	H26.10	—
9	高山村	H22.3.9	H23.3	H23.4	—
10	甘楽町	H22.9.1	H23.3	H29.4	—
11	川場村	H22.10.28	H22.10	H22.10	H23.4
12	下仁田町	H23.4.1	H23.9	H24.1	H27.4
13	藤岡市	H24.8.1	H25.3	H25.4	H26.10
14	嬭恋村	H25.2.1	H26.12	H27.4	—
15	桐生市	H25.4.1	H28.4	H28.4	H29.4
16	長野原町	H26.3.10	H26.3	H26.4	—
17	昭和村	H27.3.1	H27.4	H27.4	—
18	片品村	H30.8.1	H30.6	H30.8	—
19	みなかみ町	H30.10.20	R 1.6	R 1.10	—
20	玉村町	H30.12.1	H31.2	H31.4	—
21	安中市	H31.4.1	R 4.2	R 4.10	—
22	みどり市	R 3.4.1	R 3.6	R 3.10	—
計		22	22	22	10

8 屋外広告物の規制誘導 【都市計画課】

良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止のために、看板や広告塔などの屋外広告物について、設置場所や形状・面積等を規制しています。また、規制を効果的に講じるため、屋外広告業者の登録制度を設けています。

(1) 屋外広告物の管理事務

県では、「屋外広告物法」及び「屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置場所、表示面積、高さ及び表示方法等の基準を設け、設置の許可事務を行い、良好な景観づくりを進めています。

2024（令和6）年度は858件を許可しました。

(2) 屋外広告業の登録事務

2004（平成16）年の「屋外広告物法」の改正を受け、県では2006（平成18）年度から屋外広告業者の登録制度を施行し、不良業者を排除するとともに、良質な業者の育成を進めています。2024（令和6）年度末現在、733件の業者の登録があります。

(3) 屋外広告物の美化推進

各土木事務所において、違反広告物の是正指導及び除却を行うとともに、2024（令和6）年度も「屋外広告物美化キャンペーン」（9月1日～9月30日）を実施しました。

表2-4-5-7 屋外広告物設置許可件数及び屋外広告業登録件数の推移

年度		H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6
屋外広告物設置許可件数	件 単年度	683	749	866	758	733	858
屋外広告業登録件数	件 累積	715	712	709	712	714	733

9 土地区画整理事業 【都市計画課】

都市計画区域内の一定の区域において、市街地の秩序ある整備を図り、快適な居住環境を形成するため、市町村や組合が施行する土地区画整理事業を支援しています。

2024（令和6）年度末時点で、234地区8,474.8haが施行済み、36地区1,420.1haで施行中です。

表2-4-5-8 群馬県における土地区画整理事業の状況

施行主体	施行済 地区	施行済 面積 (ha)	施行中 地区	施行中 面積 (ha)	地区 合計	面積 合計 (ha)
個人	41	1,019.7	1	5.7	42	1,025.4
組合	104	2,385.9	5	198.7	109	2,584.6
公共団体	86	4,833.2	30	1215.7	116	6,048.9
その他	3	236.0	0	0.0	3	236.0
合計	234	8,474.8	36	1420.1	270	9,894.9

※施行済地区とは、換地処分が完了した地区

(2025〔令和7〕年3月31日時点)

10 都市公園の整備や運営管理 【都市整備課】**(1) 都市公園の整備**

都市公園は多目的な機能を持つ、都市の重要な生活基盤です。

平時は緑あふれる県民の交流拠点として、自然とのふれあいやレクリエーション施設を通じて児童や青少年をはじめとする県民の心身の健康の維持増進に寄与し、住み良い生活環境を整えています。

また、災害時には避難所としての機能はもちろ

ん、復旧・救援の拠点としても都市住民の安全を確保する重要な役割を果たしています。

2024（令和6）年度の都市公園事業は、県立公園「敷島公園」の自家発電設備の更新をするなど、5か所の公園で整備を実施しました。

また、市町村の都市公園事業として、前橋市の「前橋市総合運動公園」やみどり市の「西鹿田グリーンパーク」をはじめ、6市の8か所で公園整備を実施しました。

本県の都市公園の整備状況は、2023（令和5）年度末現在で1,491か所、2,654haが供用開始しており、都市計画区域内の一人当たりの都市公園面積は12.37㎡／人（「榛名・妙義公園」を除く）となっています。

(2) 都市公園の運営管理

民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、管理運営経費の縮減を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、県民サービス向上を図るため、県立5公園で指定管理者制度を導入しています。

第2項 文化財の保存・活用

1 世界遺産の包括的保存管理 【文化振興課】

(1) 「富岡製糸場と絹産業遺産群」包括的保存管理計画について

「富岡製糸場と絹産業遺産群」は2014（平成26）年6月25日に世界遺産に登録されました。

世界遺産は、人類が過去から現在へと引き継いできたかけがえのない宝物です。現在を生きる私たちは、この世界遺産を人類共有の財産として未来へ伝えていく責務を負っています。遺産の保護は「世界遺産条約」で定められており、世界遺産としての価値が破壊されたときは、登録抹消の可能性もあります。

「富岡製糸場と絹産業遺産群」を、人類共通の遺産として将来に伝えていくという責務を果たすためには、具体的に何を行えばよいのかについて、行政、資産の権利者、来訪者、そして地域の人々が意識を共有しておく必要があります。県では文化庁、富岡市、伊勢崎市、藤岡市及び下仁田町と共同し、「包括的保存管理計画」を策定しました。個別資産の保存管理計画を基に、世界遺産としての観点から、資産周辺を含めた保存管理を網羅したものが「包括的保存管理計画」です。この計画は「富岡製糸場と絹産業遺産群」の推薦書とともにユネスコに提出されています。

この計画を円滑に推進するため、県と関係市町で「群馬県世界遺産協議会」を組織し、2024（令和6）年度までに会議を15回開催しています。

以下に、構成資産の保存管理のために行われた事業と、各資産の周辺環境を含めた一体的な保全の仕組みについて紹介します。

(2) 構成資産の保存管理

各資産は「文化財保護法」に基づく史跡（4資産全て）、国宝・重要文化財（富岡製糸場のみ）に指定され、保護されています。

同法に基づき、2024（令和6）年度は主に次のような文化財保存整備事業を行い、それに対して県では事業費の補助を行いました。

①富岡製糸場

- ・乾燥場・繭扱場保存修理
- ・発掘調査
- ・煙突保存修理

②田島弥平旧宅

- ・桑場整備に向けた全体基本設計追加調査

③高山社跡

- ・母屋兼蚕室修復補強工事

④荒船風穴

- ・落石対策工事
- ・風穴ゾーン整備に係る実施設計

(3) 周辺環境を含めた一体的な保全（緩衝地帯）

世界遺産の構成資産の価値を守るため、緩衝地帯を設定し、各資産とその周辺環境について一体的な保全を図っています。

緩衝地帯においては、世界遺産にふさわしい周辺環境に、悪影響を及ぼす開発行為等を未然に防ぐため、次のとおり様々な法令が適用されています。

①富岡製糸場

- ・景観法（富岡市景観計画、富岡市景観条例）
- ・都市計画法
- ・屋外広告物法（富岡市屋外広告物条例）
- ・富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

②田島弥平旧宅

- ・景観法（伊勢崎市景観計画、伊勢崎市景観まちづくり条例、埼玉県景観計画、埼玉県景観条例）
- ・都市計画法
- ・屋外広告物法（伊勢崎市屋外広告物条例）

・農業振興地域の整備に関する法律

③高山社跡

- ・景観法（藤岡市景観計画、藤岡市景観条例）
- ・屋外広告物法（藤岡市屋外広告物条例）

④荒船風穴

- ・景観法（下仁田町景観計画、下仁田町景観条例）
- ・屋外広告物法（下仁田町屋外広告物条例）
- ・森林法

表2-4-5-9 構成資産及び緩衝地帯の面積（単位：ha）

構成資産名	資産面積	緩衝地帯面積
富岡製糸場	5.5	151.1
田島弥平旧宅	0.4	60.8
高山社跡	0.8	54.1
荒船風穴	0.5	148.6

2 文化財の指定、登録、選定 【文化財保護課】

我が国の文化財は、豊かな自然環境のもとで、長きにわたる先人の営みによって形作られてきました。文化財保護行政の目指すところは、有形無形の様々な文化財とそれらが守り伝えられてきた事実を、その環境とともに後世に伝えていくことにあります。国・県・市町村は、それらのうち特に重要なものを法的に保護し、またその質と価値を高めるための保存・活用を行っています。これによって、文化財の価値を正確に分かりやすく社会に還元することができ、人々の地域に対する理解と関心の深化へとつながっていきます。

文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、保存技術、埋蔵文化財の8つに分類されますが、それぞれの中で重要なものや保護が必要なものが指定、選定、登録、選択され、法的な保存がなされ、整備活用が図られています。

また、昨今の過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となり、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた郷土の文化財を、まちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいく必要性が指摘されています。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、「文化財保護法」が改正され、2019（平成31）年4月から施行されました。

改正文化財保護法では、県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できるとされ、2020（令和2）年3月に「群馬県文化財保

存活用大綱」を策定しました。市町村は県の大綱を勘案しながら、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できることになりました。今後、地方公共団体では、文化財担当部局やまちづくり・観光等関係部局が地域社会と連携しながら、郷土に残る文化財を確実に継承し、計画的な保存・活用を推進していくことが求められています。

また、2021（令和3）年の文化財保護法の一部改正により、地方公共団体による文化財登録制度が位置づけられたことを受け、「群馬県文化財保護条例」を改正し、2024（令和6）年度から群馬県文化財登録制度を導入しました。これまでの指定制度に登録制度を加え、幅広く群馬県の文化財を保存・活用していきます。

表2-4-5-10 国県指定等文化財数（2025.4.1現在）

種類		国指定		県指定	
		小計	合計	小計	合計
重要文化財	建造物（うち国宝）	27(1)	61(1)	56	219
	美術工芸品	34		163	
重要無形文化財		1	1	0	0
民俗文化財	重要有形民俗文化財	3	7	8	29
	重要無形民俗文化財	4		21	
記念物	史跡（うち特別史跡）	52(3)	78(6)	89	189
	名勝	7		2	
	天然記念物（うち特別天然記念物）	19(3)		98	
重要伝統的建造物群保存地区		2	2	—	—
重要文化的景観		1	1	—	—
文化財保存技術		0	0	1	1
登録有形民俗文化財		2	2	0	0
登録有形文化財（建造物）		353	353	0	0
選択文化財	無形民俗文化財	10	11	1	1
	無形文化財	1		0	

3 文化財パトロール 【文化財保護課】

国・県指定等文化財及び重要な埋蔵文化財包蔵地の維持管理に万全を期すため、県で委嘱した文化財保護指導委員（2024〔令和6〕年度：31名）が定期的に巡視し、保存状態を確認し県に報告し

ています。報告は、県において指定文化財等の現状把握とともに、保存修理事業計画立案の際の資料とします。

4 文化財の修理、整備、管理、埋蔵文化財発掘調査等 【文化財保護課】

文化財のうち、名勝・天然記念物は自然環境及び自然景観の保護に直結しています。県で指定する名勝・天然記念物は、動物繁殖地や植物など計100件です。また、国の名勝・天然記念物には26件が指定され、名勝妙義山や楽山園、特別天然記念物尾瀬、六合チャップミゴケ生物群集の鉄鉱生成地等、内容は多岐にわたります。

天然記念物のうち、動物の種として地域を定めず指定されているものは、全国の国指定96件のうち県内に生息若しくは飼育されているものが10件あります。国指定の動物種のうち、特に本県で生息が確認できる野生動物は、カモシカやヤマネ、イヌワシなどです。県指定天然記念物はヒメギフチョウやミヤマシロチョウなどです。

これらの動物のうち、特別天然記念物に指定されているカモシカは、保護地域が設定されており、保護地域及び周辺地域の生息状況、生息環境調査を毎年実施しています。また、保護地域周辺での食害を防止するため、防獣柵の設置といった施策も用意されています。

史跡は国指定52件、県指定89件、重要文化財（建造物）は国指定27件（うち国宝1件）、県指定56件、国登録有形文化財（建造物）が343件所在し、それぞれ歴史景観が保たれています。また、一部で史跡公園等に整備され、学習及び憩いの場ともなっています。

自然環境と歴史的景観が共存している好例として、山間地に養蚕農家群や仏堂や社殿がたたずむ、中之条町の六合赤岩伝統的建造物群保存地区や、妙義神社や榛名神社などがあります。近代の文化遺産についても、国重要文化財の旧碓氷峠鉄道施設や国登録文化財のわたらせ渓谷鐵道関連施設等は、山間地の自然景観の中に鉄道施設が溶け込み、自然と近代化遺産が一体化しています。また国宝・国史跡・国重要文化財の旧富岡製糸場や、国登録文化財の桐生市内の織物工場の建物などは、

それぞれまちづくりの核となる歴史的景観を形成しています。

重要文化的景観は、人々の生活又は生業、地域の風土の中で形成された景観で、我が国の国民の生活・生業の理解のために不可欠のものです。日常の風景として見過ごされがちでしたが、棚田や水郷など自然と人との調和の中で長い年月をかけて形成されてきた価値ある景観です。県内では板倉町が利根川・渡良瀬川合流域の水場景観の保護に取り組んでおり、2011（平成23）年9月には国の重要文化的景観に選定されました。県もこの取組を支援しています。

重要伝統的建造物群保存地区は、町並みや農村集落など歴史的建造物が群として良好に保存された場所です。県内には中之条町と桐生市の2か所に所在します。

中之条町六合赤岩伝建地区は、2006（平成18）年に北関東で初めて選定されました。養蚕農家集落とともに、墓地、お宮やお堂、耕作地、そして山林などで構成される広大なエリアを占めます。2024（令和6）年度も、2007（平成19）年度から毎年実施されている重要な構成要素に対する修理・修景事業等に補助を行いました。

桐生市桐生新町伝建地区は、2012（平成24）年7月に選定されました。近世・近代の桐生の繁栄を物語る数多くの町屋や蔵、織都桐生を象徴するノコギリ屋根の織物工場など、多彩な歴史的建造物の町並みが展開しています。建造物の修理・修景や環境整備に対して県も支援しています。

2024（令和6）年度は、指定文化財を管理するため、県指定文化財11件、国指定文化財11件の保存修理・史跡買上げ等に対して、また防災設備保守点検等事業として個人・法人が所有する8件の重要文化財（建造物）の防災保守点検等に対して補助金を交付しました。

埋蔵文化財については、国・県及び国県関係の

法人が実施する開発に対し調整を行います。埋蔵文化財の所在や範囲を確認するために、工事前に試掘調査を実施します。2024（令和6）年度は、県内各地で41件実施しました。開発事業により

埋蔵文化財の破壊が免れない場合は、記録保存のための発掘調査を行うよう、開発事業者と調整します。発掘調査は、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団が行います。

5 上野国分寺跡整備、保護管理 【文化財保護課】

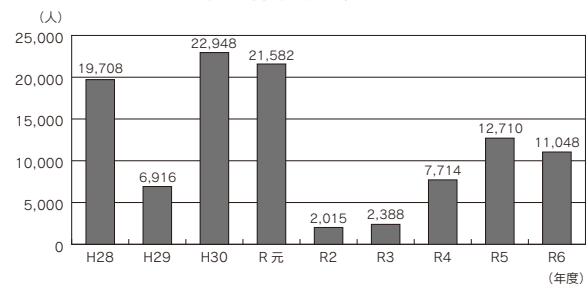
上野国分寺跡は、奈良時代に聖武天皇の命により国家鎮護の寺として建立された本県を代表する国指定史跡で、1926（大正15）年10月に指定されました。

歴史的意義を有する上野国分寺跡が、周囲の自然的環境と一体をなして歴史・文化的景観を形成している地域を保存するため、「史跡上野国分寺跡整備基本設計（1988〔昭和63〕年3月策定）」に基づき逐次、整備を実施し、七重塔と講堂の基壇や南辺築垣復元等を関係方面の協力を得て実施してきました。また、2012（平成24）年度から整備事業を再開し、将来的に復元整備を行うための基礎的情報を収集する目的で発掘調査を行い、2017（平成29）年度と2020（令和2）年度に報告書を刊行するとともに、2018（平成30）年度には今後の整備の基本方針となる「保存活用計画」を策定しました。上野国分寺跡は、本県の古

代を語る上で欠くことができない県民共有の文化財として保護・活用が図られています。

また、住宅地における緑地帯として、生活環境の向上や環境保全にも役立っています。見学者対応並びに日常管理は、非常勤職員3名が交代でガイダンス施設「上野国分寺館」に年末年始を除き常駐し、見学者へのサービス向上と地元住民との交流を図っています。遺跡の環境整備事業として、直営の除草に加え、地元の国分寺遺跡愛好会に年3回程度、除草作業を実施していただいています。

図2-4-5-2 史跡上野国分寺跡ガイダンス施設
年度別来場者数

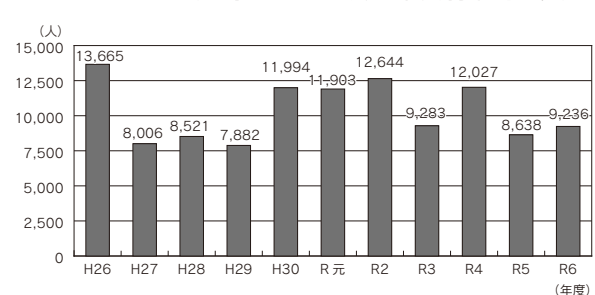


6 観音山古墳保護管理 【文化財保護課】

史跡観音山古墳は、群馬県を代表する大型前方後円墳の一つとして高く評価され、教科書にも採り上げられたこともあります。遺跡と出土品の学術価値は極めて高く、群馬県地域の歴史の特色を明らかにする上で欠くことのできないものとなっています。史跡は県立歴史博物館の展示内容と結びつきをもった活用がなされ、大きな効果を上げてきました。重要文化財の出土品は、2020（令和2）年9月、国宝に指定され、県立歴史博物館の中心展示品として活用されています。遺跡と博物館が近接していることから、両者を一体化した積極的な活用が図られています。住宅地における公園として、生活環境の向上や環境保全にも役立っています。

観音山古墳の見学者対応、並びに日常の古墳管理は、地元区長を代表とする史跡観音山古墳保存会に委託して、解説員（史跡レンジャー）が年中無休で対応しています。

図2-4-5-3 史跡観音山古墳 年度別来訪者数



第3項 地産地消の推進

1 「ぐんま地産地消推進店・優良店・協力企業」の認定 【ぐんまブランド推進課】

県産農畜産物を扱う小売店・飲食店等を「ぐんま地産地消推進店」、「ぐんま地産地消協力企業・団体」として認定し、県民及び来県者等の利用を促すため、SNSや県産農畜産物情報サイト「ぐんまアグリネット」を活用して情報発信を行うなど、地産地消への理解促進を図っています。

また、量販店などと連携し、県産農畜産物統一ロゴマーク「GUNMA QUALITY」を使用した販促資材等を活用して売場を形成することで、県産農畜産物の認知度向上を目指しています。

2 観光資源と農畜産物・食の魅力の一体的PR 【ぐんまブランド推進課】

県農畜産物のブランド化、消費拡大を目的に、観光資源としての「食」の活用促進を図っています。豊かな県産農畜産物の強みや特長に関する情報をメディアに提供し、情報番組等の取材誘致を図っています。

その他、観光果樹園、グリーン・ツーリズムに関する情報発信を、「ぐんまアグリネット」を通じて行っています。

「ぐんまアグリネット」ホームページアドレス
<http://www.aic.pref.gunma.jp/>

表2-4-5-11 「ぐんまアグリネット」閲覧数の推移

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
閲覧数	346,104	354,485	287,769	301,529	321,588	404,815

3 県産農畜産物活用メニューの一層の定着 【ぐんまブランド推進課】

栄養教諭・学校栄養職員研修会において食農関係の講演会を実施し、学校給食における県産農畜

産物の利用促進を図っています。

4 SNS等を活用した県産農畜産物の魅力発信 【ぐんまブランド推進課】

Instagramやフェイスブック等のSNSや、群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」を活用し、県産農畜産物の魅力を発信しています。

また、レシピ紹介サイトで県産農畜産物を活用した料理を紹介することで、食材としての利用を促進しています。